

# 八幡市教育委員会と京都府警察本部との間の児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定書

八幡市教育委員会（以下「甲」という。）と京都府警察本部（以下「乙」という。）は、少年の非行や犯罪被害等をめぐる情勢が依然として厳しく深刻化している現状を踏まえ、児童生徒の健全育成に資する相互の連絡等に関し、次のとおり協定する。

## （目的）

第1条 この協定は、児童生徒の健全育成のため、非行、再非行及び犯罪被害の防止（以下「非行防止等」という。）に関し、甲と乙が自らの役割を果たしつつ、その役割を相互に理解し、緊密な連携の下に効果的な対応を図ることを目的とする。

## （名称）

第2条 この協定に基づく制度の名称は、「児童生徒の健全育成に関する学校警察連絡制度」とする。

## （関係機関）

第3条 この協定において連携を行う機関（以下「関係機関」という。）は、次に掲げる機関とする。

- (1) 甲並びに八幡市立の小学校及び中学校（以下「学校」と総称する。）
- (2) 乙及び京都府内の全ての警察署（以下「警察」と総称する。）

## （連絡対象事案）

第4条 この協定に基づく連絡対象事案は、次に掲げる事案とする。

- (1) 警察から学校への連絡対象事案

ア 逮捕事案

イ 身柄を同行して家庭裁判所に送致し、又は児童相談所等に通告したぐ犯少年に係る事案及び身柄を同行して児童相談所に送致し、又は通告した触法少年に係る事案

ウ ア及びイに掲げる事案のほか、次の事由により、学校との連携による継続的な対応が必要と認められる事案

- (ア) 集団による非行で組織性又は反復性のある事案
- (イ) 他の児童生徒に悪影響を与えると認められる事案
- (ウ) 非行や不良行為を繰り返し、保護者の正当な監護に服さないなど、ぐ犯性が強い事案

エ 不良行為少年として補導し、警察において所要の指導・助言を実施したにもかかわらず、改善が認められないなど児童生徒の性格、家庭環境等から学校における指導が必要と認められる事案

オ 犯罪等の被害者で、学校との連携及び継続的な支援が必要と認められる事案

カ その他事案の内容から、学校への連絡が特に必要と認められる事案

(2) 学校から警察への連絡対象事案

ア 児童生徒の非行、犯罪被害の未然防止のため、警察との連携が必要と認められる事案

イ 学校内外における児童生徒の安全確保のため、警察との連携が必要と認められる事案

2 学校は、この協定に基づく連絡をするときは、原則として、連絡対象事案に係る児童生徒本人及びその保護者の同意を得るものとする。

3 警察は、この協定に基づき、第1項第1号オの連絡対象事案に係る連絡をするときは、原則として、当該連絡対象事案に係る児童生徒本人及びその保護者の同意を得るものとする。

**(連絡事項)**

第5条 この協定に基づく連絡事項は、連絡対象事案に係る児童生徒の氏名、事案の概要その他児童生徒の非行防止等に資するため、学校長又は京都府警察本部生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）若しくは警察署長が必要と認める内容とする。

**(連絡責任者等)**

第6条 この協定に係る相互連絡については、学校にあっては学校長を、警察にあっては少年課長又は警察署長を連絡責任者とする。

2 連絡責任者は、連絡担当者を指定することができる。

3 連絡は、面接又は電話により行うものとする。

**(適正な情報管理)**

第7条 この協定に基づき連絡を受けた情報については、個人に係る情報であり、児童生徒の健全育成上の観点から、関係機関は当該情報の秘密保持を徹底し、本協定の趣旨を逸脱した取扱いは、厳にこれを禁ずるものとする。

**(連携における配慮事項)**

第8条 連絡対象事案に関係した児童生徒への対応に当たり、学校においては、原則として、この協定に基づき連絡を受けた情報をもって不利益処分の直接的根拠とすることなく、適切な処遇を行うものとする。

**(協議)**

第9条 この協定を円滑に実施するため、関係機関は、必要に応じて、協議を行うことができるものとする。

**(経費の負担)**

第10条 この協定の実施にかかる経費は、関係機関がそれぞれ負担するものとする。

附則 この協定の効力は、平成30年5月1日から発生するものとする。

2 平成21年7月17日に成立した八幡市教育委員会と京都府警察本部との間の児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定は、平成30年4月30日限り廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 30年 4月 18日

甲 八幡市教育委員会

教育長

乙 京都府警察本部

少年課長